

鹿 児 島 県 公 報

平成30年7月13日（金）第3433号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 救急病院等の認定（保健医療福祉課取扱い） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出（2件）（障害福祉課取扱い） 2
- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習（生活衛生課取扱い） 2
- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習（通信制）（生活衛生課取扱い） 3
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止（高齢者生き生き推進課取扱い） 3
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（高齢者生き生き推進課取扱い） 4
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止（高齢者生き生き推進課取扱い） 4
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（高齢者生き生き推進課取扱い） 4
- 肥料の登録の有効期間の更新（食の安全推進課取扱い） 4
- 肥料の登録事項の変更（食の安全推進課取扱い） 5
- 公共測量の実施（4件）（監理課取扱い） 5
- 道路の区域の変更（道路維持課取扱い） 6
- 道路の供用の開始（道路維持課取扱い） 6
- 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可（港湾空港課取扱い） 6
- 道路の位置指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（大島支庁取扱い） 8

公 告

- 平成30年度クリーニング師試験公告（生活衛生課取扱い） 8
- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（商工政策課取扱い） 9
- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（商工政策課取扱い） 10
- 競争入札の参加者の資格に関する公告（畜産課取扱い） 10

告 示

鹿児島県告示第756号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成30年7月13日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永3320番地

2 認定の有効期限

平成33年7月12日

鹿児島県告示第757号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成30年7月13日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
ドレミ薬局大崎支店	曾於郡大崎町神領2430番地1	平成30年 7月1日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第758号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成30年7月13日

鹿児島県知事 三反園訓

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		自立支援医療 の種類
		変 更 前	変 更 後	
きたもと薬局 鹿児島市鴨池新町11番23号	名称	北元薬局	きたもと薬局	精神通院医療
	所在地	鹿児島市鴨池 新町14番18号	鹿児島市鴨池 新町11番23号	
南日本薬剤センター薬局坂 之上店 鹿児島市坂之上二丁目14番 12号	所在地	鹿児島市坂之 上二丁目14番 10号	鹿児島市坂之 上二丁目14番 12号	精神通院医療

鹿児島県告示第759号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成30年7月13日

鹿児島県知事 三反園訓

医療機関の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		自立支援医療の種類
			変 更 前	変 更 後	
株式会社友助会 日置市吹上町花熟里225 大福第6ビル1F	訪問看護ステーションラボル 鹿児島市永吉二丁目 35-29仮屋ハイツ 201号	事業所の所在地	日置市伊集院 町徳重三丁目 3-15-1号 室	鹿児島市永吉 二丁目35-29 仮屋ハイツ 201号	精神通院医療
特定非営利活動法人隣の会 鹿屋市笠之原町7402番地 5	訪問看護ステーションりん	事業所の所在地	鹿屋市笠之原 町7401番地5	鹿屋市笠之原 町7402番地5	精神通院医療

鹿児島県告示第760号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によりクリーニング師の研修を、同法第8条の3の規定により業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

平成30年7月13日

鹿児島県知事 三反園訓

1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目8番2号

2 研修及び講習の名称

- (1) クリーニング師研修（第1型）
- (2) 業務従事者講習（第1型）

3 研修及び講習の開催年月日並びに会場の名称及び所在地

開催年月日	会場の名称	所在地
平成30年10月28日	薩摩川内市国際交流センター	薩摩川内市天辰町2211番地1
平成30年11月25日	鹿児島県大島支庁内会議室	奄美市名瀬永田町17番地3
平成31年2月3日	独立行政法人高齢・障害・求職者 雇用支援機構鹿児島支部鹿児島職 業能力開発促進センター	鹿児島市東郡元町14番3号

4 受講料

- (1) クリーニング師研修 5,000円（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を得るための研修（以下「特管物研修」という。）を含む場合にあつては、8,000円）
- (2) 特管物研修 3,000円
- (3) 業務従事者講習 4,500円

鹿児島県告示第761号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によりクリーニング師の研修を、同法第8条の3の規定により業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

平成30年7月13日

鹿児島県知事 三反園訓

1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目8番2号

2 研修及び講習の名称

- (1) クリーニング師研修（第2型）
- (2) 業務従事者講習（第2型）

3 研修及び講習の申込受付期間並びにレポート提出締切年月日

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
平成30年9月3日	平成30年12月25日	平成31年2月12日

4 受講料

- (1) クリーニング師研修 5,000円
- (2) 業務従事者講習 4,500円

鹿児島県告示第762号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成30年7月13日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
有限会社岩井金物店	出水市高尾野町柴引2103番地6	有限会社岩井金物店	出水市高尾野町柴引2103番地6	岩井 孝治	平成30年6月7日	特定福祉用具販売
久保内科	日置市伊集院町猪鹿倉96番5	医療法人めぐみ会	日置市伊集院町猪鹿倉96番5	久保 洋文	平成30年7月10日	訪問リハビリテーション

鹿児島県告示第763号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成30年7月13日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーション未来	奄美市名瀬港町18番地19号1階	一般社団法人奄美雇用福祉支援協会	大島郡瀬戸内町大字古仁屋字松江4番地1	古谷雄一郎	平成30年6月20日	訪問介護
Home-care いのべ	奄美市笠利町大字手花部18番1号	奄美イノベーション株式会社	奄美市笠利町大字手花部18番1号	山下 保博	平成30年6月26日	訪問介護
ヘルパーステーションあつとほーむ	霧島市国分剣之宇都町12番3号	株式会社憩の里	霧島市国分剣之宇都町12番3号	宮原 文榮	平成30年7月1日	訪問介護
三慶医院・訪問看護ステーション	出水市上鯖渚1966番地	医療法人お茶の水北洲会	出水市上鯖渚1966番地	新富 義侯	平成30年7月1日	訪問看護

鹿児島県告示第764号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成30年7月13日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
有限会社岩井金物店	出水市高尾野町柴引2103番地6	有限会社岩井金物店	出水市高尾野町柴引2103番地6	岩井 孝治	平成30年6月7日	特定介護予防福祉用具販売
久保内科	日置市伊集院町猪鹿倉96番5	医療法人めぐみ会	日置市伊集院町猪鹿倉96番5	久保 洋文	平成30年7月10日	介護予防訪問リハビリテーション

鹿児島県告示第765号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成30年7月13日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
三慶医院・訪問看護ステーション	出水市上鯖渚1966番地	医療法人お茶の水北洲会	出水市上鯖渚1966番地	新富 義侯	平成30年7月1日	介護予防訪問看護

鹿児島県告示第766号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により，次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成30年7月13日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1131号	平成36年6月29日	肉骨粉	かごしま万能肉骨粉	窒素全量 6.0 りん酸全量 12.0	該当なし	鹿児島プロフーズ株式会社	いちき串木野市大里2762番地
鹿児島県肥第1132号	平成36年7月7日	魚かす粉末	かごしま万能魚粉	窒素全量 8.0 りん酸全量 10.0	該当なし	鹿児島プロフーズ株式会社	いちき串木野市大里2762番地
鹿児島県肥第1243号	平成33年7月20日	副産動物質肥料	豚コンソル	窒素全量 9.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	サンテグレ株式会社	曾於市末吉町南之郷158番地

鹿児島県告示第767号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定により，次のとおり肥料の登録事項に変更があった旨の届出があった。

平成30年7月13日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者		変更の内容			変更年月日
			氏名又は名称	住所	変更事項	変更前	変更後	
鹿児島県肥第1140号	炭酸カルシウム肥料	さんごのちから	株式会社徳之島コーラル	大島郡天城町天城松原1898	氏名又は名称	有限会社徳之島コーラル	株式会社徳之島コーラル	平成30年4月9日

鹿児島県告示第768号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により，熊毛支庁長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年7月13日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成30年6月20日から平成31年3月15日まで
- 3 作業の地域 中種子町坂井地内（阿嶽地区）

鹿児島県告示第769号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により，熊毛支庁長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年7月13日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成30年6月20日から平成31年3月15日まで
- 3 作業の地域 中種子町坂井地内（中田地区）

鹿児島県告示第770号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年7月13日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（用地測量及び基準点測量）
- 2 作業の期間 平成30年6月29日から同年9月28日まで
- 3 作業の地域 鹿屋市

鹿児島県告示第771号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、薩摩川内市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年7月13日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（天辰第一地区土地区画整理事業 出来形確認測量）
- 2 作業の期間 平成30年7月10日から平成31年2月28日まで
- 3 作業の地域 薩摩川内市天辰町地内

鹿児島県告示第772号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年7月13日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年7月13日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員	敷地の延長
				(メートル)	(メートル)
県道	名瀬瀬戸内線	大島郡瀬戸内町大字久慈字川内の壱345番1地先内	前	12.3～28.2	27.5
			後	12.3～33.3	27.5

鹿児島県告示第773号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年7月13日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年7月13日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	名瀬瀬戸内線	大島郡瀬戸内町大字久慈字川内の壱345番1地先内	平成30年7月13日

鹿児島県告示第774号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成30年7月13日

名瀬港港湾管理者 鹿児島県
代表者 鹿児島県知事 三反園訓

- 1 しゅん功認可年月日
平成30年 7 月 4 日
- 2 しゅん功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名
一般財団法人奄美市開発公社
奄美市名瀬長浜町517番地
代表者 理事長 朝山毅
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
奄美市名瀬塩浜町2219番 6 に接する護岸の地先公有水面
 - (2) 区域
次の各地点のうち、⑧の地点から277度31分01秒136.60メートルの地点を円心とする半径136.60メートルの円周で⑧の地点と⑫の地点を結ぶ東側の円弧、⑫の地点から⑮の地点までを順次に結んだ線、⑮の地点から201度04分21秒79.00メートルの地点を円心とする半径79.00メートルの円周で⑮の地点と⑰の地点を結ぶ北側の円弧、⑰の地点から⑳の地点までを順次に結んだ線及び⑧の地点と㉑の地点を結ぶ平成17年の秋分の満潮位 (D. L. + 2.02メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
⑧の地点 名瀬立神灯台 (北緯28度24分30秒19, 東経129度29分54秒88) から188度21分36秒2,616.98メートルの地点
⑫の地点 ⑧の地点から192度16分02秒22.62メートルの地点
⑬の地点 ⑫の地点から245度26分52秒3.99メートルの地点
⑭の地点 ⑬の地点から291度04分15秒16.20メートルの地点
⑰の地点 ⑭の地点から280度32分28秒28.88メートルの地点
⑱の地点 ⑰の地点から270度00分51秒20.12メートルの地点
⑳の地点 ⑱の地点から314度53分41秒4.23メートルの地点
㉑の地点 ⑳の地点から359度46分16秒13.77メートルの地点
 - (3) 面積
1,309.22平方メートル
- 4 埋立地の用途
業務施設用地
- 5 埋立免許年月日及び番号
平成18年12月28日
指令港空第315号
- 6 公有水面埋立法第22条第 3 項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村
奄美市

始良・伊佐地域振興局告示第16号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成30年 7 月 13 日

始良・伊佐地域振興局長 下村一彦

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成30年 6 月 13 日	始良市宮島町11番地 4 株式会社アイランドホーム 代表取締役 山口俊彦	始良市加治木町反土字中川原2196番 7	37.37	6.00

大島支庁告示第9号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成30年 7 月 13 日

大島支庁長 松本俊一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労支援よーりよーり	大島郡喜界町大字湾94番地1	合同会社孝心	大島郡喜界町大字湾94番地1	徳 成寿	平成30年6月15日	就労継続支援B型

公 告

平成30年度クリーニング師試験公告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成30年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成30年 7 月 13 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 試験の期日及び場所

(1) 学科試験

- ア 期日 平成30年11月11日（日）午前10時20分から
イ 場所 サンエールかごしま（鹿児島市荒田一丁目4番1号）

(2) 実地試験

- ア 期日 平成30年11月11日（日）午後1時から
イ 場所 鹿児島県クリーニング会館（鹿児島市高麗町27番22号）

2 試験の科目

(1) 学科試験

- ア 衛生法規に関する知識
イ 公衆衛生に関する知識
ウ 洗濯物の処理に関する知識

(2) 実地試験

洗濯物の処理に関する技能（繊維選別、薬品鑑別及び仕上げ）

3 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者
(2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和30年厚生省令第21号）附則第2項の規定によりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

4 受験手数料

7,200円

5 受験手続

(1) 提出書類等

- ア 受験願書
イ 履歴書
ウ 受験資格を有することを証明する書類
エ 写真（出願前6月以内に撮影した脱帽正面上半身像の手札形（縦5センチメートル、横4センチメートル）のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

注 提出書類が写しである場合又は受験願書と卒業証書等の氏名が異なる場合は、書類提出先の担当職員に原本、戸籍抄本等を提示し、当該提出書類に原本又は本人と相違ない

旨の記載と確認印を受けること。

(2) 提出書類等の提出先

ア 県内に居住する者

受験希望者の居住地を管轄する保健所（指宿保健所の管轄する区域に居住する者にあつては加世田保健所，出水保健所の管轄する区域に居住する者にあつては川薩保健所，大口保健所の管轄する区域に居住する者にあつては始良保健所，志布志保健所の管轄する区域に居住する者にあつては鹿屋保健所）

イ 県外に居住する者

鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577）

(3) 受験手数料の納付方法

受験願書提出の際，鹿児島県収入証紙により納付すること。ただし，県外居住の受験希望者で郵便により受験願書を提出するものにあつては，現金を当該郵便に同封することで鹿児島県収入証紙に代えることができる。

なお，提出書類等を受理した後は，受験手数料は返還しない。

6 提出書類等の受付期間

平成30年 9 月 3 日（月）から同月28日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお，郵送の場合は，平成30年 9 月28日の消印のあるものまで受け付ける。

7 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は，鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課及び各保健所（指宿保健所，出水保健所，大口保健所及び志布志保健所を除く。）において交付する。

なお，同用紙を郵便により請求するときは，宛先及び郵便番号を明記し，120円分の切手を貼った返信用封筒（縦33.2センチメートル，横24センチメートル（角形2号））を同封すること。

8 合格者の発表

合格者に対し，郵便により通知して行う。

9 その他

(1) 試験に関する照会は，鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課（電話 099-286-2784）又は各保健所（指宿保健所，出水保健所，大口保健所及び志布志保健所を除く。）に対して行うこと。

(2) 書類提出上の注意

ア 住所は，詳細に記入すること。

イ 本籍地都道府県名，氏名及び生年月日は，戸籍記載のとおり記入すること。

ウ 提出書類等を郵送する場合は，必ず書留郵便（現金を同封する場合にあつては，現金書留郵便）によるものとし，その表に「クリーニング師試験受験願書在中」と朱書すること。

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があつたので，関係書類を平成30年7月13日から4月間，鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお，法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは，「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては，名称，代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を，平成30年7月13日から4月以内に，鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成30年 7 月 13 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランドNew出水店
出水市六月田町383番1 外

- 2 変更事項
大規模小売店舗の名称
 - (1) 変更前 (仮称) テックランド鹿児島出水店
 - (2) 変更後 テックランドNew出水店
- 3 変更年月日
平成29年12月6日
- 4 届出年月日
平成30年6月28日

.....
大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により始良市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成30年7月13日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成30年7月13日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン始良
始良市西餅田下深田264番地1 外
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第2項の規定による変更に関する届出
平成30年2月9日
- 3 意見の概要
 - (1) 駐車場No.7の出入口3箇所が近接していることから、交通事故防止及び渋滞解消のために、交通量が増加する特異日等において交通誘導員（警備員）等を配置するなど、各種交通安全対策に万全を期すとともに、十分な対策と状況に応じた適正な対応を講じること。
 - (2) 近隣住民の生活環境の保持を阻害するような事象が発生した場合は、本市及び関係機関等に速やかに報告し、必要な協議を行ったうえで対策を講じること。また、本市から協議を求められた場合においてはこれに速やかに応じること。

.....
競争入札の参加者の資格に関する公告

平成30年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成30年7月13日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 調達をする物品等の種類
物品の購入（搾乳ロボット）
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。
 - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成30年7月13日から同年8月1日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から平成30年9月30日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。